

パソコン操作が苦手で申請方法が分からずお困りではありませんか？

持続化給付金申請サポート



煩雑なお手続きを代行いたします！

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金がスタートします。

給付対象者

中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主・その他各種法人等で、以下の要件を満たす事業者

- ☑ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少した
- ☑ 2019年以前から事業による事業所得を得ており、今後も事業を継続する意思がある

給付額

法人：最大200万円・個人事業者：最大100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。

申請期間

令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)まで

神奈川県行政書士会所属

行政書士 内藤事務所が

申請をお手伝いいたします！

どうやって
申請するか分からない

給付金がもらえるか
知りたい

とにかく忙しくて
時間がない

サポート
費用

支給された給付金の10% + 税

給付金が振り込まれるまで
手数料は一切発生いたしません

行政書士・特定社会保険労務士
内藤房薫(ないとうふさかず)

今回の持続化給付金をはじめ、助成金や補助金についてのお問い合わせも、当事務所でお受けしております。これから申請をご検討の企業や事業主の皆さまは、是非ご相談ください。



お申込み・お問合せは今すぐ **FAX 0463-82-1179**

持続化給付金申請サポートを申し込む

詳しく話を聞きたい

貴社名

TEL

— —

FAX

— —

〒 — —
ご住所

※今後FAX情報をご不要の方はお手数ですがFAX番号をご記入の上ご返信をお願いいたします。このたびはご迷惑をおかけしました。

FAX不要(チェックをお願いします) 削除FAX番号()



行政書士
内藤事務所

お気軽にお問合せください

☎ 0120-710-264

受付時間
9:00~18:00
※土日祝日は除く

内藤事務所 秦野

こちらの
QRコードか
らもアクセス
できます

